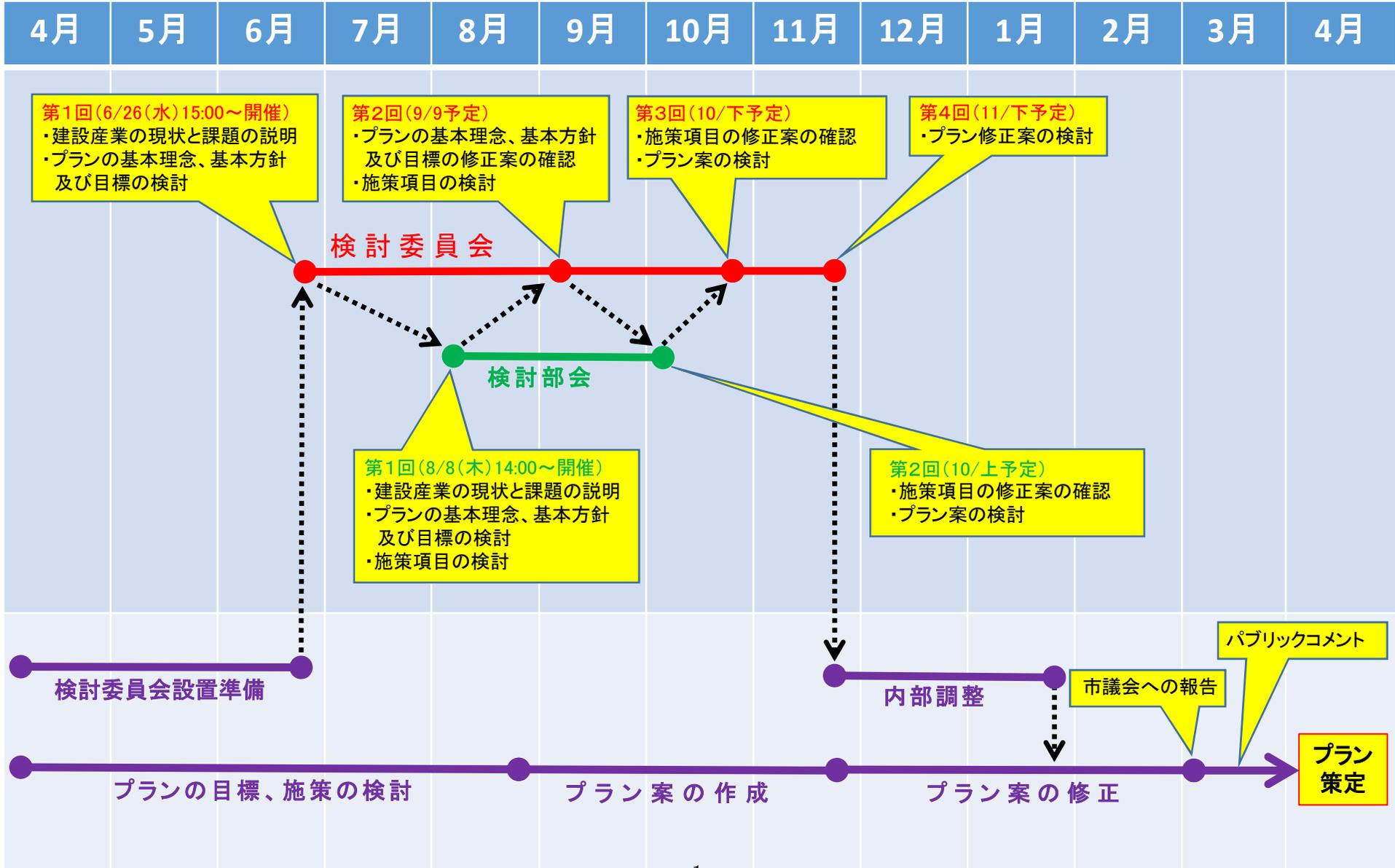


(仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討委員会・検討部会スケジュール (案)

令和元年度



(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 (仮称) 札幌市建設産業活性化プラン (以下「活性化プラン」という。) を策定するにあたり、建設産業の活性化に資する施策について、広く有識者等から意見聴取を行うため、(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン検討委員会 (以下「委員会」という。) を開催する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 建設企業及び建設関連企業の担い手確保、働き方改革、生産性の向上の取組の推進に関すること
- (2) その他建設産業の発展に関すること

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、有識者、行政機関、経済団体、建設業界団体、建設業従事者のうち、市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会の委員の中から、委員の互選により委員長1名を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、建設局土木部長が招集する。

- 2 有識者以外の委員は、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員会の内容については、議事録を作成の上、公表する。

(部会)

第6条 建設産業の活性化に資する施策について、広く建設業界団体等から意見聴取を行うため、委員会に(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン検討部会 (以下「部会」という。) を設置する。

- 2 部会は、25人以内の部会委員で構成し、部会委員は有識者及び建設業界団体のうち、市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 部会の会議は、建設局土木部長が招集する。
- 4 有識者以外の部会委員は、代理の者を出席させることができる。
- 5 部会の内容については、議事録を作成の上、公開する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(謝礼)

第8条 委員会に出席した委員のうち、有識者に対しては、日額12,500円の謝礼を支給する。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、建設局土木部業務課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

(この規則の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に委員会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。

(準備行為)

3 第3条第2項及び第6条第2項の規定による委員の委嘱のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン検討委員会委員構成

分野	対象者	備考
有識者	北海道大学公共政策学連携研究部 教授 高野 伸栄	
	北海商科大学商学部 教授 堤 悦子	
	北海道科学大学未来デザイン学部 教授 碓山 恵子	
	(一社) 中小企業診断協会北海道 会長 平野 陽子	
建設業界団体	(一社) 札幌建設業協会札幌部会 副部長 砂田 英俊	代理可
	札幌中小建設業協会 会長 花井 俊文	代理可
	(一社) 札幌電設業協会 会長 萩本 哲夫	代理可
	札幌市設計同友会 会長理事 竹田 俊明	代理可
建設業従事者	建設どさん娘の会 松本 彩子	代理可
	建設どさん娘の会 稲垣 沙也加	代理可
行政機関	北海道開発局事業振興部技術管理課 課長 柿沼 孝治	代理可
	北海道建設部建設政策局建設管理課 建設業担当課長 宮野 裕一	代理可
経済団体	札幌商工会議所産業部 部長 片岡 直之	代理可

合 計 13 名

(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン検討部会委員構成

分野	対象者	備考
有識者	北海道大学公共政策学連携研究部 教授 高野 伸栄	
建設業界団体 (19団体)	(一社) 札幌建設業協会札幌部会 副部会長 砂田 英俊	代理可
	札幌市土木事業協会 会長 富樫 誠	
	札幌中小建設業協会 会長 花井 俊文	
	(一社) 北海道舗装事業協会 会長 渡辺 一郎	
	札幌舗会 会長 大村 芳弘	
	札幌市除雪事業協会 副会長 林 義雄	
	札幌塗装工業協同組合 専務理事 谷田 久二男	
	(一社) 北海道造園緑化建設業協会札幌支部 支部長 嘉屋 幸浩	
	(一社) 札幌電設業協会 会長 萩本 哲夫	
	(一社) 札幌空調衛生工事業協会 常任理事 渡部 正博	
	札幌市管工事業協同組合 副理事長 山中 純一郎	
	札幌管和会 会長 松苗 富夫	
	札幌環境維持管理協会 管渠部会長 山谷 義治	
	札幌建具工業協同組合 理事 白崎 司	
	(一社) 建設コンサルタンツ協会 北海道支部 支部長 佐藤 謙二	
	札幌市設計同友会 会長理事 竹田 俊明	
	札幌市測友会 会長 矢橋 潤一郎	
	(一社) 北海道設備設計事務所協会 副会長 木村 清美	
	(一社) 北海道建築士事務所協会札幌支部 支部長 柳館 直人	

合 計 20 名

第 1 回 (仮称)札幌市建設産業活性化プラン検討部会

(仮称) 札幌市建設産業活性化プランの取組について

札幌市における建設産業の役割
札幌市の建設産業の現状と課題

2019.8.8

札幌市

7

プランの目的・期間・対象範囲について

1. プランの目的

- ・建設産業は、都市インフラの整備や維持管理をはじめ、除排雪や災害時の応急対応など市民の安全・安心な生活を支えている基幹産業であるが、担い手不足などの課題に直面している。そのような状況の中、札幌市では、建設産業の将来にわたる健全な体制維持に資するため、来春を目処に、生産性向上や担い手確保等の取組を推進し建設産業の活性化を図ることを目的に「(仮称)札幌市建設産業活性化プラン」を策定する。

2. プランの期間 ⇒令和 2 年度から令和 6 年度までの概ね 5 年間を想定

- ・国の政策や建設業従事者数の状況など、局面が推移することが想定されることから、見直し時期など適宜判断するものとする。

3. プランの対象範囲について

- ・プランの対象については、広く建設業や、測量・地質調査・設計・コンサルタントなどの一連の建設関連業を含めることとする。また、本プランでは、建設業及び建設関連業の両方を含めて包括的に記述する場合に「建設産業」と表記する。

8

第1章 札幌市における建設産業の役割

・建設産業

⇒インフラの整備・維持、災害復旧や除排雪作業の担い手であり、「地域の守り手」として地域の安全安心な生活を支える基幹産業

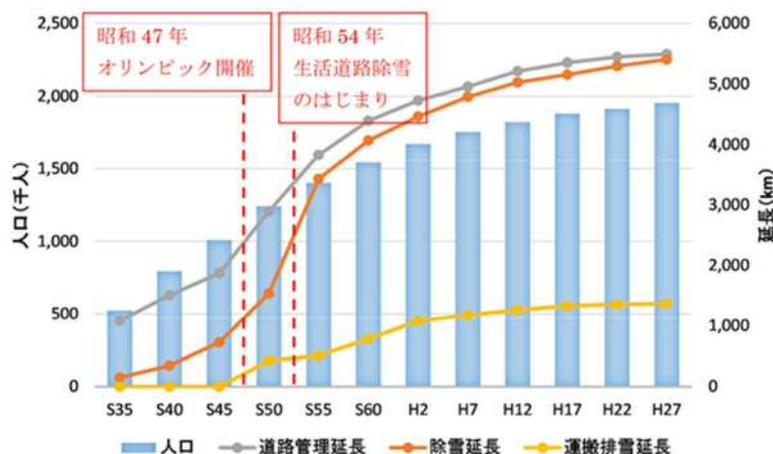
地域インフラの整備と維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各インフラの機能を維持保全するため、維持管理・更新・改築を実施 ○ 緊急輸送道路の確保や耐震化など地域防災や国土強靱化につながる事業を実施
災害時の応急・復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時は被害状況を把握し、迅速な応急対策を実施 ○ 市民の生活再建を図るため、早期復旧を実施
除排雪の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現 ○ 冬期の市民生活、歩行者の安全、経済活動及び地域防災力を確保
地域経済・地方創生への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方部では、建設業は基幹産業であるとともに地域の雇用を下支え ○ 地方創生につながる活力ある地域づくりに貢献

1-(1) 地域インフラの整備と維持 ①道路

・札幌市の道路インフラの現状（道路延長）

- ・札幌市の道路延長は、戦後、急激な人口増加による市街地の拡大に伴い急増し、札幌市が管理する一般道の管理延長は5,500kmを超えている。
- ・道路除雪延長も、オリンピック開催・生活道路除雪のはじまりを契機に急激に伸び、その後も年々増加。平成29年時点の除雪延長は対管理延長比98.5%となっている。

⇒冬^の市民生活や社会経済活動を支えるために道路管理・雪対策体制の維持が必要。



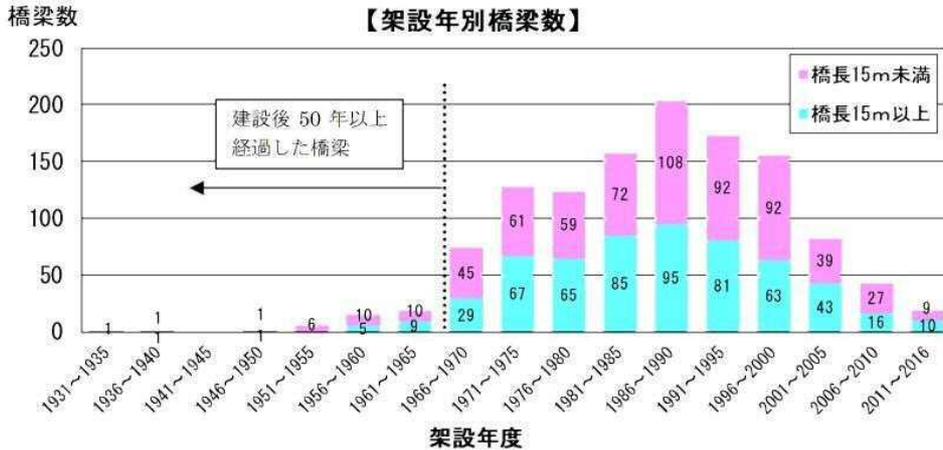
札幌市の道路管理延長と除排雪延長

1-(1) 地域インフラの整備と維持 ② 橋梁

・ 札幌市の道路インフラの現状（橋梁）

・ 札幌市が管理する橋梁1,280橋（H28.4時点）は、1970年頃から30年間に集中的に建設された。建設後50年を経過した橋梁は、2016年時点では4%であるが、10年後には約20%、20年後には約50%に達する見込み。

⇒日々の維持管理に加えて、橋梁の長寿命化を図ることが必要であり、維持補修業務が今後増大していくことが想定される。



札幌市が管理する架設年別橋梁数（出典：「札幌市橋梁長寿命化修繕計画」）

1-(2) 地域インフラ整備と維持 公園

・ 札幌市管理の公園施設

・ 札幌市では、オリンピックの開催、そして政令指定都市に指定された昭和40年代後半から、昭和50年代後半にかけて、急速に公園数が増加した。

⇒公園の約6割が整備後30年以上を経過しているなど、軒並み老朽化を迎えており、日頃の維持管理に加えて、公園施設の更新が必要となることが想定される。



札幌市の都市公園数の推移と公園整備の系譜（出典：「第4次札幌市みどりの基本計画中間答申」）

1-(3) 地域インフラ整備と維持 水道

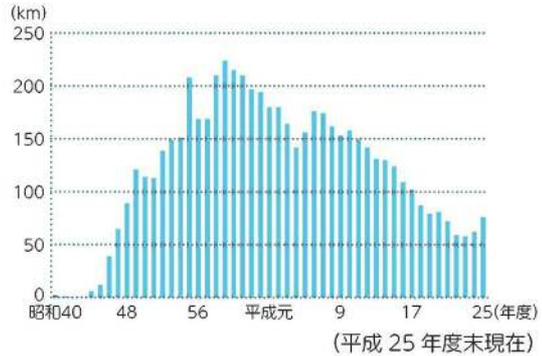
札幌市水道

札幌市水道は、高度経済成長や急速な人口増加に伴って増加した給水需要に対応して、これらの施設を集中的に拡張整備してきた。その結果、現在は5つの浄水場（白川、藻岩、西野、宮町、定山溪）と4つの基幹配水池（藻岩、平岸、清田、西部）のほか、総延長が約6,000km（平成29年度時点）にも及ぶ配水管など、全国でも有数の大規模な施設を保有。

⇒水道創設から80年以上が経過する中で、経年劣化が進んでいる施設も多く、今後は札幌水道にとって初めての大规模更新期を迎えることになる。

施設名	設置年度	建設後経過年数
白川第1浄水場	昭和46(1971)年	42年
白川第2浄水場	昭和54(1979)年	34年
西野浄水場	昭和46(1971)年	42年
宮町浄水場	昭和53(1978)年	35年
定山溪浄水場	昭和58(1983)年	30年

(平成25年度末現在)



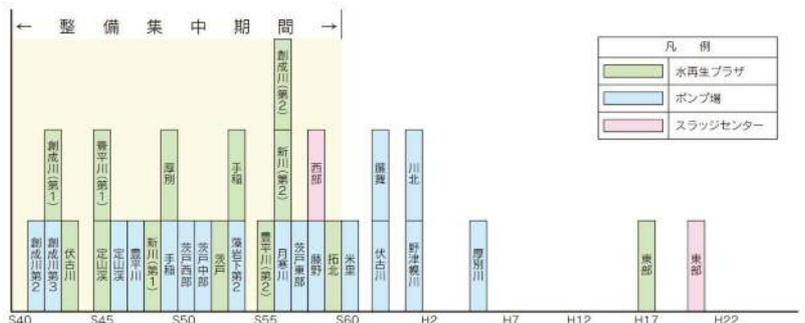
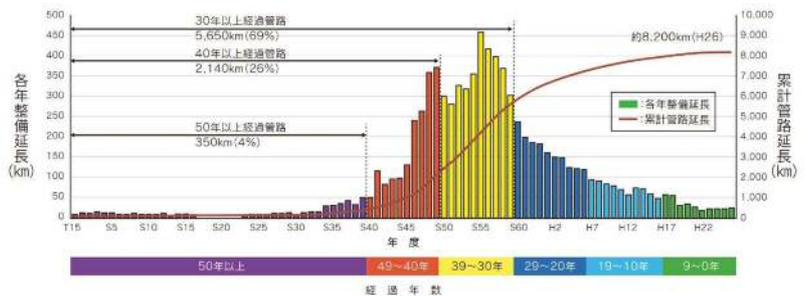
今後更新時期を迎える施設代表例と配水管の年度別布設状況（出典：「札幌水道ビジョン2015-2024」）

1-(4) 地域インフラの整備と維持 下水道

札幌市下水道

札幌市下水道関連施設の多くは昭和40～50年代に集中的に整備されており、特に下水道本管については、今後20年間で69%もの管路が標準耐用年数である50年を迎える。また、水再生プラザなどの処理施設は、機械・電気設備が既に標準耐用年数（10～25年程度）を迎えている。

⇒今後は、機能を維持していくための老朽化対策や改築に加えて、標準耐用年数である50年を迎える土木・建築構造物の改築についても検討していく必要がある。



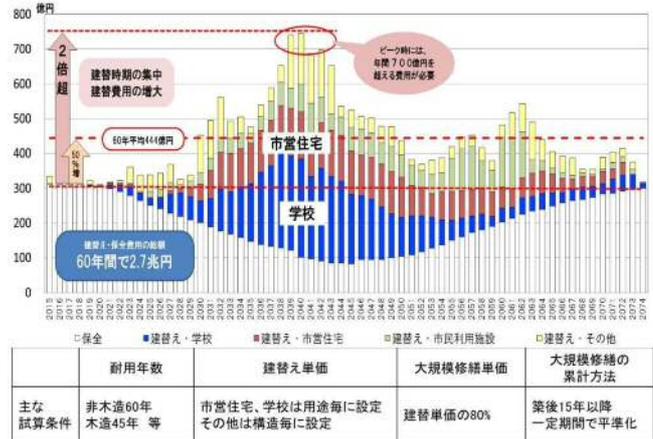
下水道管路及び下水処理施設の整備状況（出典：「札幌下水道事業中期経営プラン2020」）

1-(5) 地域インフラの整備と維持 市有建築物

・ 札幌市保有の公共施設

・ 札幌市の保有する公共施設は、建築後30年以上が経過した公共施設が延床面積で全体の約4割を占めており、老朽化が進んでいる。

⇒今後60年間で立替・保全等に必要の費用は総額約2.7兆円となり、各年度の費用は2030年頃から急激に増加し、ピーク時の2040年頃には、現在の2倍以上の年間700億円を超える見込みとなっている。



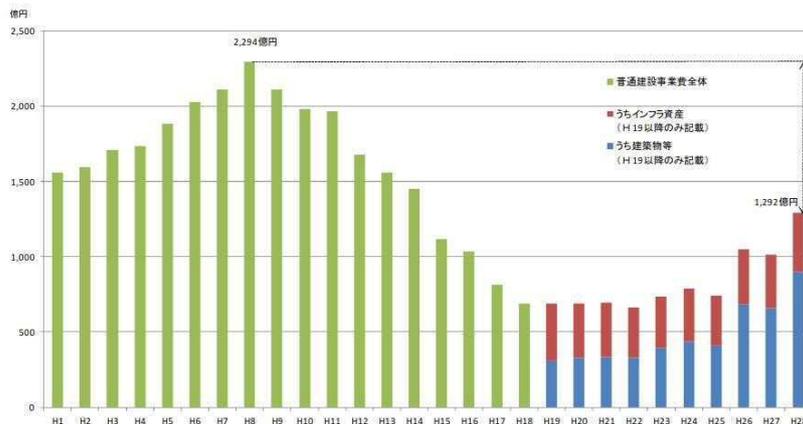
札幌市保有の公共施設の築年別整備状況及び立替・保全費用試算
(出典：「札幌市市有建築物の配置基本方針」)

1-(6) 地域インフラの整備と維持 (まとめ)

・ 公共施設全体 (維持管理・修繕・更新等に係る経費)

・ 札幌市における普通建設事業費の推移は、平成8年度の約2,300億円をピークに減少を続け、平成18~25年度には約1/3の約700~800億円程度まで縮減してきた。その後、更新需要の増加等により、平成28年度当初予算では1,292億円を計上している。

⇒各インフラの機能を将来に渡って維持していくため、今後更新時期を迎える多くの施設の維持管理・更新・改築を、将来まで確実に実施していく必要性



札幌市における普通建設事業費の推移 (平成元年度~28年度)

2 災害時の応急・復旧対策

・大雨・台風・地震などの災害発生時の応急対応

- ・札幌市においても、局地的な集中豪雨や北海道胆振東部地震など、自然災害により、札幌市の管理するインフラ施設にも大きな被害が生じている。
- ・建設会社や建設コンサルタントは、このような被害に対して、道路や橋りょうなどの土木施設の被害調査・応急復旧や緊急点検を実施している。

⇒災害発生時の復旧・復興により地域住民の生活や命を守る役割は、国土強靱化の実現に向けても不可欠であり、将来まで維持しなければならない



平成30年北海道胆振東部地震での被害状況



平成26年9月11日豪雨での被害状況

17

3 除排雪の対応

・冬期の市民生活や経済活動等を守るための除排雪

- ・札幌市では、まとまった降雪があった場合、その日の深夜から早朝にかけて5,400kmにも及ぶ市内道路の除雪を一齐に実施する。
- ・近年、札幌市内では局地的な大雪や初冬期の大雪など、特異な気象状況が頻発し、交通渋滞や路線バスのダイヤの大幅な乱れなどが発生している。

⇒冬期の市民生活や経済活動等を守るため、除排雪体制を将来まで維持しなければならない



除排雪作業の状況

18

4 地域経済・地方創生への貢献

・地域の雇用など

- ・札幌市内の全就業者に占める建設産業就業者の割合は、男女合わせて9.0%、男性のみでは13.9%となっている（平成27年）。
- ・また、これら2つの職業以外にも建設産業に関連する産業はあり、建設産業は地域の雇用・経済の下支えや地方創生につながる活力ある地域づくりに貢献。

全就業者数に占める建設産業就業者の割合
(産業分類「建設業」及び「土木建築サービス業」就業者数のみ)

	総数（産業分類）			全就業者数に対する割合		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
全就業者数 ^{※1}	844,313	460,571	383,742	100.0%	100.0%	100.0%
建設業 ^{※1}	65,418	55,638	9,780	7.7%	12.1%	2.5%
土木建築サービス業 ^{※2}	10,950	8,310	2,640	1.3%	1.8%	0.7%
建設業& 土木建築サービス業 ^{※3}	76,368	63,948	12,420	9.0%	13.9%	3.2%

データ出典：札幌市及び総務省統計局「平成27年国勢調査」

※1 全就業者数及び建設業就業者数（大分類）は札幌市公表の実数を使用

※2 土木建築サービス業就業者数（小分類）は総務省統計局の抽出詳細集計値を使用

※3 2つの値の合計値

第2章 札幌市の建設産業の現状と課題

- ・札幌市の建設産業の現状と課題を把握するため、国の動き、各種統計資料、アンケート調査や建設業界との意見交換会などの結果を整理し、課題を抽出した。

- 1 国や自治体等の動き
- 2 各種資料にみる建設産業の現状
- 3 建設業就業者等の将来推計
- 4 アンケート・意見交換会の結果
- 5 本市の建設産業の活性化に向けた課題の整理

1 国や自治体等の動き (1)近年の取組等

- ・ここ数年、建設産業の担い手確保や働き方改革等に関し国や自治体等の取組が進められている

<各分野共通の国の施策>

- ・品確法改正 (H26.6)
- ・女性活躍推進法施行 (H28.4)
- ・働き方改革関連法の成立 (H30.6)
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針、分野別運用方針(H30.12)

<建設分野の国の施策> ⇒次頁

- ・「建設産業政策2017+10」の提言 (H29.7)
- ・「建設業働き方改革加速化プログラム」の策定 (H30.3)
- ・「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」の公表 (H30.4)
- ・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改定 (H30.7)
- ・「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布 (R1.6.12)

<自治体等でのプラン策定等>

- ・北海道開発局「建設業等の働き方改革実施方針」(R1.5)
- ・北海道「北海道建設産業支援プラン2018」(H30.3)
- ・宮城県「新・みやぎ建設産業振興プランH28」など 道・県での策定は多数
- ・札幌市冬のみちづくりプラン (H30.12)

21

1 国や自治体等の動き (2)建設分野の国の施策

・建設分野の国の施策

国交省では、働き方改革や発注者のあり方など多角的に検討し、取組の拡大を推進している。

国土交通省「建設産業政策2017+10」(H29.7策定)

- ・建設産業が国民生活の安全・安心や経済成長に貢献していく役割を今後も維持していくために、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」の再構築を中心とした建設産業政策として、業界内外の連携による働き方改革、業界内外の連携による生産性向上、多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供、地域力の強化の4分野に対して、方向性と政策をとりまとめた。

国土交通省「建設業働き方改革加速化プログラム」(H30.3策定)

- ・建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてとりまとめた。

国土交通省「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」(H30.4策定)

- ・昨今の公共事業を取り巻く課題を俯瞰し、生産性向上や働き方改革、品質管理システムの高度化等の実現を図るとともに、持続可能な建設生産・管理システムへの変革、「地域の守り手」としての建設業の育成等を図るため、今後の発注行政の方向をとりまとめた。

国土交通省「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(H30.7改訂)

- ・受注者・発注者が相互の理解と協力の下に、時間外労働の上限規制の適用に向けて取り組むべき事項を、指針として策定した。

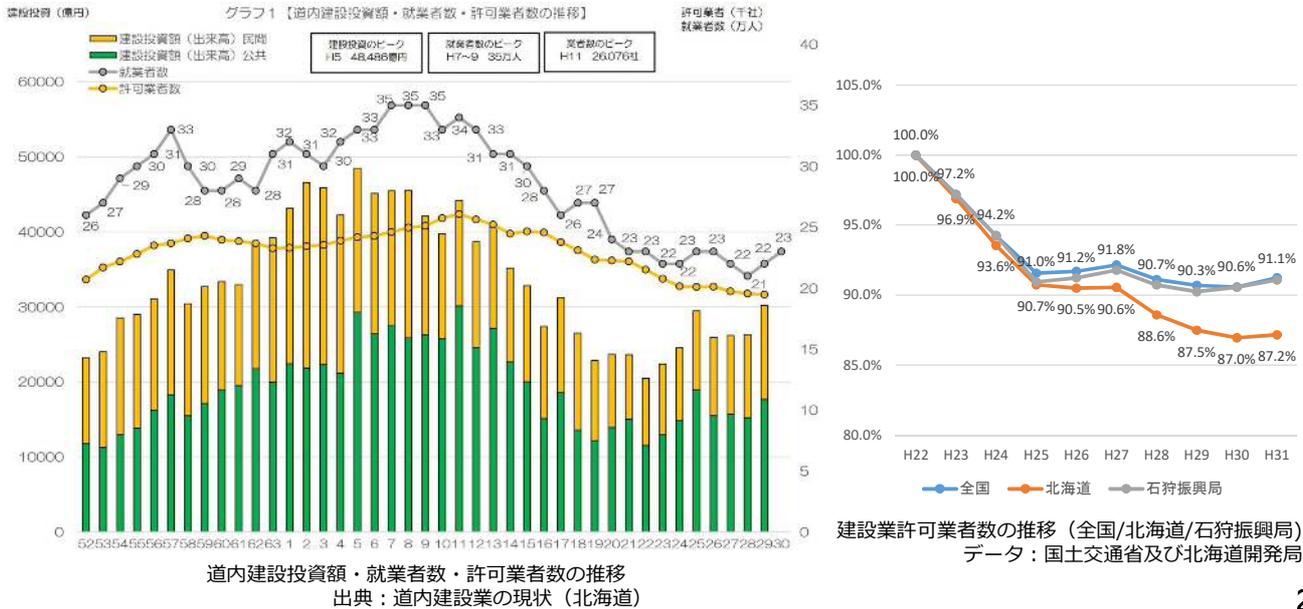
国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(R1.6.12公布)

- ・発注者に対して施工時期平準化の努力義務を課すなど、「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」の観点から、建設業法・入契法の一部を改正した。

22

2 各種資料にみる建設産業の現状 (1)投資額等

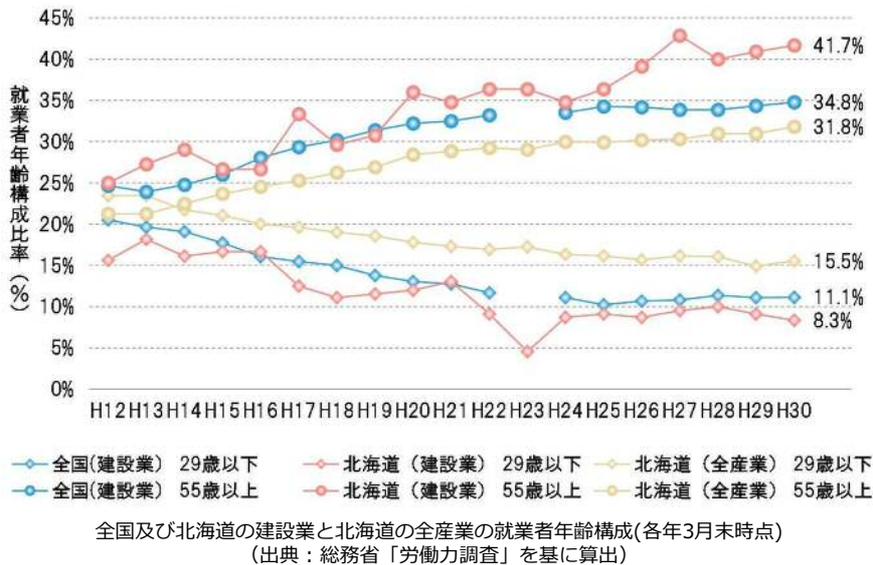
- 建設投資額・建設業従事者・企業数の推移(道内・全国)
- 建設投資額は平成22年度以降盛り返しているものの、平成29年度は、ピーク時の平成5年度に対して約62%の約3兆円となっている。
- 道内建設就業者数は、平成29年度にはピーク時の平成7～9年に対して約63%、許可業者数は平成11年に対して約75%まで減少。



2 各種資料にみる建設産業の現状 (2)高齢化

- 建設業就業者の高齢化の進展（道内・全国）
- 道内の建設業就業者に占める29歳以下の割合は長期的に減少を続けており、平成30年は全体の8%となっている。これは全国建設業や道内全産業での割合よりも低い。
- 他方、55歳以上の割合は40%を超え、全国建設業や道内全産業での割合よりも高い。

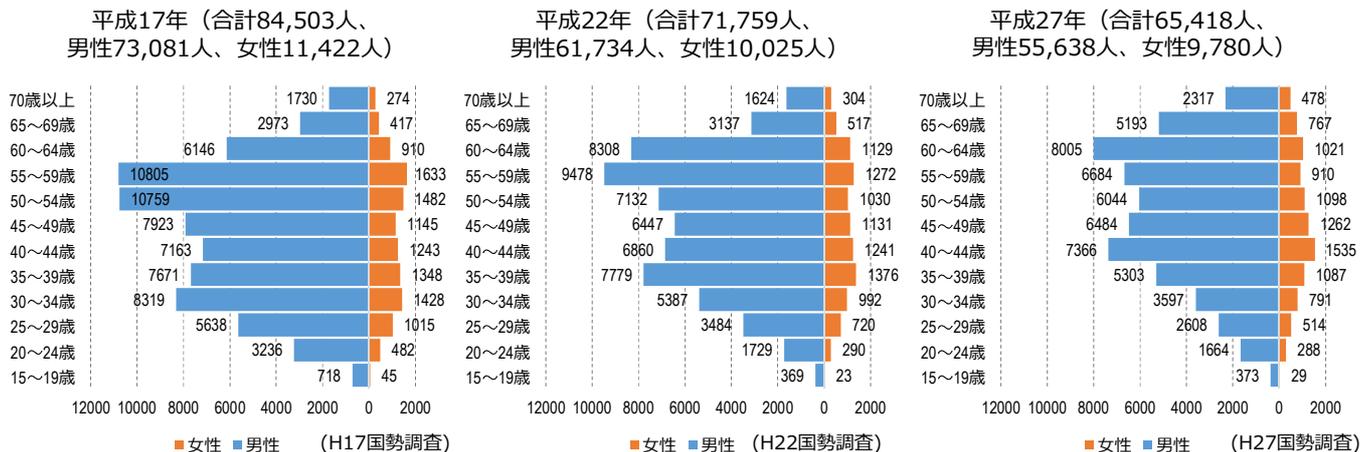
⇒道内建設業は、全国よりも高齢化が顕著である。



2 各種資料にみる建設産業の現状 (3)年齢構成別就業者数

・建設業就業者の減少・高齢化の進展

- ・札幌市内の建設業就業者数は、平成17年から平成27年までの10年間で約1.9万人（約23%）の減少となっている。（H17：84,503人→H27：65,418人）
- ・若年層に当たる15～29歳の世代は、10年間で5割減となり、若年層の入職者の減少を示している。（全体に占める割合は13.2%から8.4%に低下）



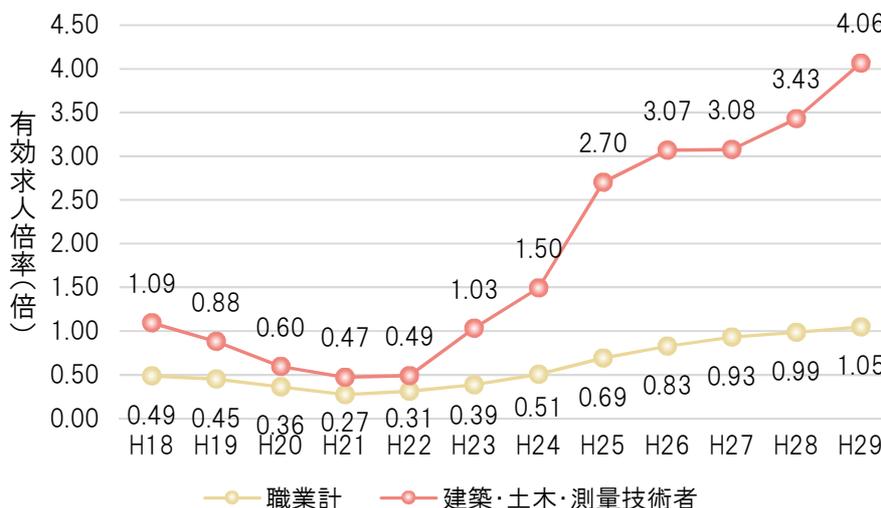
札幌市の年齢構成別の建設業就業者数（平成17,22,27年）（出典：国勢調査）

2 各種資料にみる建設産業の現状 (4)有効求人倍率

・有効求人倍率の上昇（札幌圏）

- ・札幌圏の建設・採掘の職業の有効求人倍率は、平成22年度以降、年々上昇しており、平成29年度には4.06倍となった。全ての職業との差が広がっている。

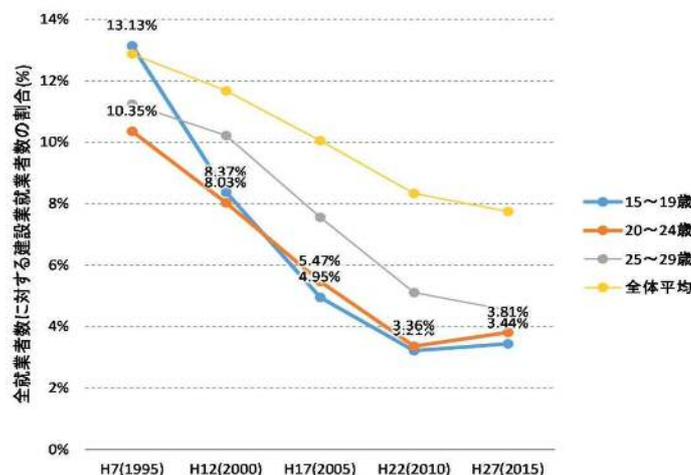
⇒**建設業への就業希望者が求人に対して不足する状況が慢性化し、求人しても雇用に結びつかない人手不足の状況が年々拡大している。**



札幌圏の年度別有効求人倍率
（出典：北海道「札幌圏の建設・採掘の職業の有効求人倍率」を基に算出）

2 各種資料にみる建設産業の現状 (5)若年層の就業割合

- 若年層の建設業就業割合の低下
 - 15～19歳及び20～24歳の年齢階層就業者数に対する建設業就業者数の比率を求めると、平成7年と比較して大きく低下し、全体に対しても減少率が大きい。
- ⇒年齢階層就業者数に占める建設業就業者数の比率を上昇させることが重要



各年齢階層別就業者数に対する建設業就業者数の比率の推移

3 建設業就業者等の将来推計 (1)推計方法

- 国勢調査（産業分類、職業分類）及び人口将来推計のデータを基に、コーホート分析により将来推計を実施
- 平成22年及び27年の国勢調査のデータと将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を用いて、コーホート分析※により将来推計を行った。

<コーホート法による人口推計とは>

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口が推計される。

（出典：総務省「コーホート法による年齢階級別人口の推計」）

コーホートごとの人数増減率の求め方

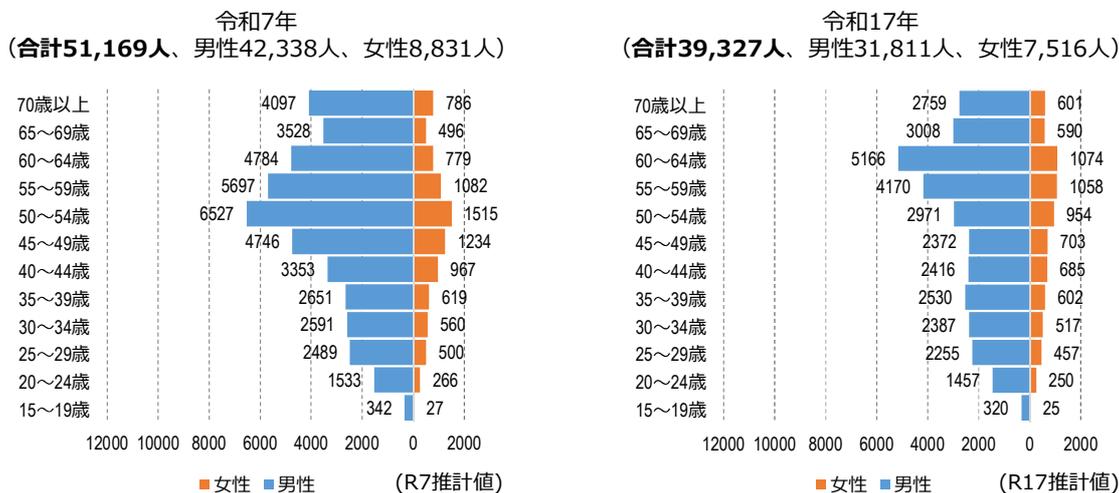
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
2010年	392	2,019	4,204	6,379	9,155	8,101
2015年	402	1,952	3,122	4,388	6,390	8,901

	入職率(年齢別人口)		コーホートごとの人数増減比率			
2015年	0.45%	1.93%	+54.63%	+4.38%	+0.17%	-2.77%

3 建設業就業者等の将来推計 (2)建設業就業者数①

- 建設業就業者数は、5年毎に約1割の減少
- 産業大分類「建設業」の就業者数は、5年ごとに約1割のペースで就業者が減少し、2025年(令和7年)には2015年比で22%減(-14,249人)、2035年(令和17年)には40%減(-26,091人)という結果となった。

※24歳以下は世代別の人口に対する入職率を一定とした。

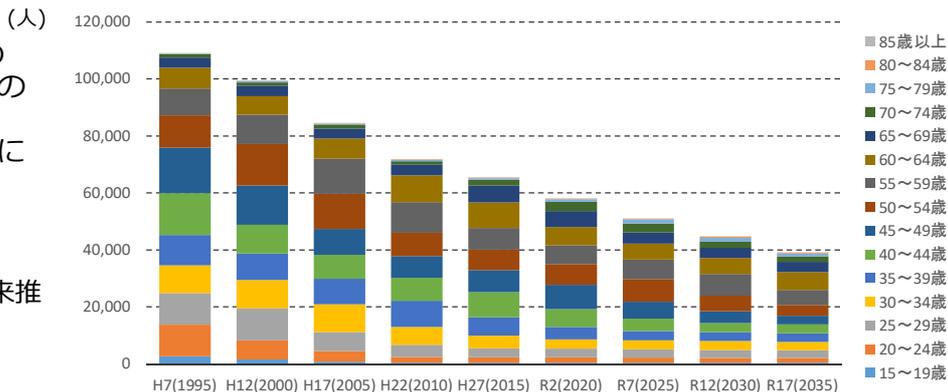


札幌市の建設業就業者数の将来推計人口ピラミッド (令和7及び17年)

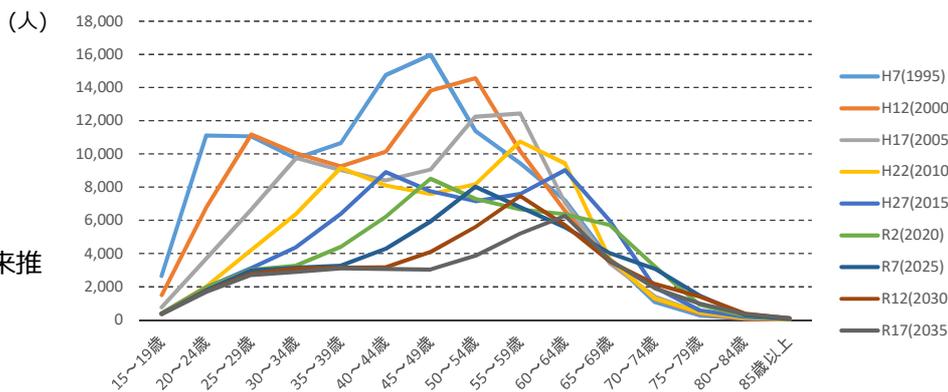
3 建設業就業者等の将来推計 (2)建設業就業者数②

- H7~R17までの就業者数は右図のとおり ⇒若年層が急激に減少

建設業就業者数の将来推計結果(推移)
(1995年~2035年)

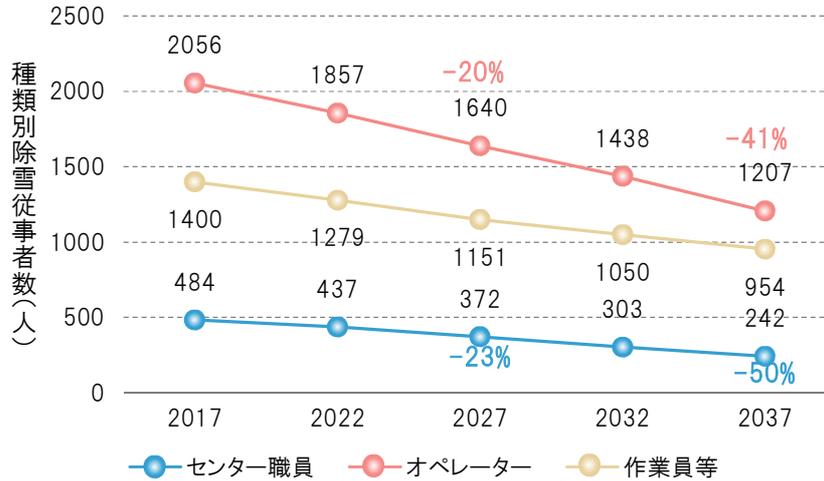


建設業就業者数の将来推計結果(変化率)
(1995年~2035年)



3 建設業就業者等の将来推計 (3)除雪従事者

- 札幌市内の除雪従事者の更なる減少（冬のみちづくりプラン2018より）
 - 札幌市内の除雪従事者について将来推計を行った結果、令和4(2022)年には除雪オペレーターが1割程度、令和9(2027)年には2割程度減少。
- 除雪従事者を含む建設業従事者の減少が避けられない見通し。

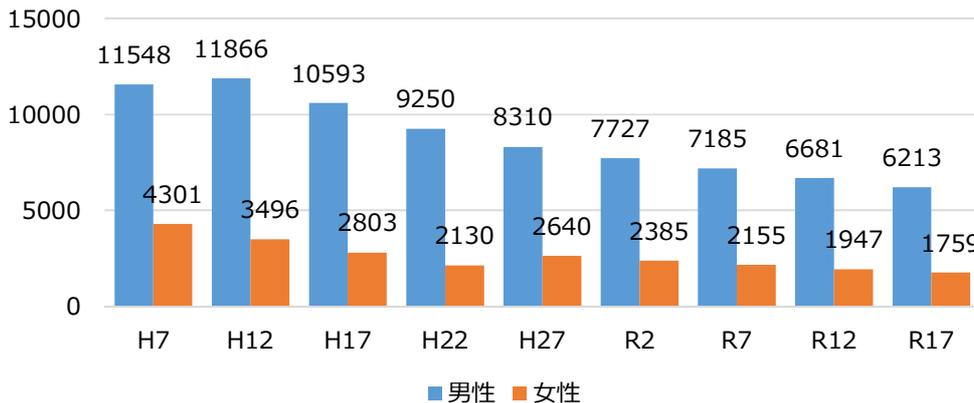


札幌市の種類別除雪従事者の将来推計（出典：冬のみちづくりプラン2018）
 ※H29除雪事業者へのアンケート調査で得た従事者数を基に推計

3 建設業就業者等の将来推計 (4)土木建築サービス業就業者

- 土木建築サービス業就業者数は、5年毎に7～8%の減少
 - 国勢調査（H7～27）の産業小分類「土木建築サービス業」の男女別の平均増減率（男性 -7.0%/5年、女性 -9.7%/5年）を用いて試算※
- ⇒2025年には2015年比15%減(-1,610人)、2035年には27%減(-2,978人)

※ 平成22年国勢調査公表データに、札幌市に年齢階層別&男女別のデータがなく、コーホート分析による推計を行えないため。



札幌市「土木建築サービス業」従事者数の推移及び将来推計（平成7年～令和17年）

4 アンケート・意見交換会の結果 (1)実施状況

- ・ 担い手確保等の取組の現状と課題を把握するため、建設業界との意見交換会及びアンケート調査を実施
 - ①業界との意見交換会（H30.11月～H31.3月、全3回開催）
 - ・ 出席者：業界（建設企業6団体、建設関連企業3団体）、有識者（北大公共政策学連携学部高野教授）、札幌市
 - ※第2回は建設企業と建設関連企業に分けて開催
 - ②アンケート調査（H30.11月実施）
 - ・ 対象企業：土木・舗装・除雪・建設関連企業の意見交換会の対象団体（8団体）の会員企業（建設企業308社、建設関連企業100社）、回収率52%
 - ③アンケート調査（R1.6月実施）
 - ・ 対象企業：測量・造園・建築・設備・管・建築設備設計等の団体（13団体）の会員企業（建設企業486社、建設関連企業162社）、回収率33%

参考資料1	アンケート調査の対象企業数及び回答数一覧
参考資料2 - 1～2	H30・R元年度 アンケート結果
参考資料3 - 1～4	H30・R元年度 アンケート自由回答
参考資料4 - 1～2	H30・R元年度 意見交換会やアンケート等での意見・要望

33

4 アンケート・意見交換会の結果 (2)意見交換会の開催

第1回（11/22）

- ・ 担い手確保等の取組及びプラン策定の必要性【事務局】
- ・ アンケート集計結果（速報版）【事務局】
- ・ 担い手確保等に取り組むうえでの課題について【各団体】
- ・ 意見交換
 - ①札幌市が活性化プランを策定することについて
 - ②今後取り組むべき重要な課題について

第2回（建設企業12/19、建設関連企業12/20）

- ・ 意見交換会の進め方及びプランの概要について【事務局】
- ・ アンケート結果の報告、意見・要望の説明【事務局】
- ・ 担い手確保の支援策に関する提案について【各団体】
- ・ 意見交換
 - ①危機意識、取組の問題点・課題、建設業界と市の役割などの共有について
 - ②意見・要望や支援策等について
 - ③担い手確保の取組を進める方策について

第3回（3/22）

- ・ これまでの意見交換の結果集約及び検討の方向性について【事務局】
- ・ 来年度のプラン策定に向けた進め方について【事務局】
- ・ 意見交換
 - ①今後の検討の方向性に関すること

34

5 本市の建設産業の活性化に向けた課題の整理①

(1)担い手の確保・育成に関する課題

- ①生産年齢人口が減少する状況での入職者の確保・育成
 - ・個々の企業努力に加え、業界全体での取組が必要
 - ・若年層の建設産業への入職率が低く、若年層や就業者の少ない女性の入職者を増やす取組が不可欠
 - ・就業者の定着に向けて指導やサポート体制の充実が必要
- ②時間外労働の上限規制による労働時間の縮減
 - ・働き方改革関連法の成立により労働時間縮減が必須
- ③技術者・技能労働者の能力発揮につながる環境整備
 - ・就業者の不足を補うため年間通じての活躍を促進
- ④建設産業に対するイメージの改善
 - ・一般市民に対して、建設産業のネガティブなイメージを払拭し、役割・魅力を的確に周知する取組が不可欠

(2)地域の安全・安心の確保に関する課題

- ①除排雪作業の担い手確保
 - ・冬期の市民生活や経済活動を守るうえで喫緊の課題
- ②災害対応体制の維持や発注者との協力関係の確保
 - ・自然災害が発生した際の応急対応や復旧・復興は多くの建設企業や建設関連企業の献身的な協力により成立

35

5 本市の建設産業の活性化に向けた課題の整理②

(3)技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化に関する課題

- ①建設産業の発展に向けた技術力の維持・向上
 - ・低コストで良質なインフラ整備・維持を図るうえで必要
- ②i-Constructionによる現場生産性の向上や作業効率化
 - ・技術力向上、労働力不足への対応、労働時間縮減に不可欠
- ③経営基盤の強化
 - ・産業の発展や担い手確保等の取組を進めるために必要

(4)持続可能な社会環境に関する課題

- ①後継者問題などへの対応
 - ・経営者の高齢化が進み今後の動向・影響が懸念される
- ②建設系の専門教育を受ける学生数の減少を踏まえた対応
 - ・地元建設企業等への入職を目指す学生等が減少した背景を踏まえ、教育分野等とも連携して組むことが必要
- ③外国人労働者の受入拡大に向けた課題への対応
 - ・外国人労働者の活用の必要性和現場での課題を踏まえ、安心して活用できるための支援等について検討が必要

36

1 第1回検討委員会（6/26開催）での意見について

(1) 第1回検討委員会での委員からの意見一覧（議事概要～参考資料5）

- 第1回検討委員会では、建設産業のPR方法、意識改革やプラン全体に関わる内容を中心として、今後の取組課題となる項目全般に対して以下の意見をいただいた。

施策	分類	第1回検討委員会での意見
1-1	イメージアップ、PR	<ul style="list-style-type: none"> 子供（小学校中学校へのアプローチや高校生への印象を変える）や女性（特に子供の進路に強い影響を持つ母親）を対象とした建設業のPRが大事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【内容】社会基盤の維持の必要性、建設業の社会的な役割ややりがい、建設業のクリエイティブな魅力、現場で楽しく好きで仕事をしている方の声、建設の仕事の面白さや内容など、女性が活躍できる場所、活発に前向きに働いている女性の存在、建設業界に入りたいと思える成功モデル</p> <p>【PR方法】一般市民に向けた大規模なPR、中学・高校での積極的な見学会の開催、親を巻き込むPR活動など、教えてもらうという形の情報発信、体験を聞ける場の提供、働く現場の方のドキュメンタリーなど</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市は20代から40代男性の市外への流出率が高いため、特に高専や大学を出た方の流出を止める取組が必要 PR+賃金での優位性もあれば採用につながる
2-1	週休2日	<ul style="list-style-type: none"> 技能者の場合は週5日になると賃金を1.2倍もらわないと合わなくなる 週休2日をやらないと若い人が入らず、必要性ははっきりしている 積雪寒冷地では夏に工事を進めたいため、夏場の週休2日は難しく後半にまとめて休暇を取る形にならざるを得ない部分がある
2-2	工期の確保・施工時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 工期について、年度の縛りを無くする議論はできないか 冬期間は工事がなくなるので、除雪も含めて通年での平準化をできないか
3-2, 3-3, 3-4	助成・支援（PR以外）	<ul style="list-style-type: none"> 無業の若者等に対しても仕事の場として若者を育てるための連携がとれないか 札幌市の助成制度で限定されている対象が緩和されたら活用しやすくなる
3-3, 3-4, 1-2	意識改革等	<ul style="list-style-type: none"> 会社の幹部と現場の末端、監督員と現場代理人などで意志疎通する必要がある 離職する理由として人間関係が多く、先輩と若手職員の考えに食い違いがあるためその対応が必要 女性活躍も考えていく余地はあるのではないか 女性の活躍を推進するための数値目標を掲げるという取組
4-1, 4-2	入札契約制度	<ul style="list-style-type: none"> くじ引き入札が多いという実態を改善する方向で検討してほしい 技術力のある企業が札幌市の入札から離れてしまわないような評価方法の工夫が必要
5-1, 5-2, 5-3	事業量の確保、長期的な見通しの提示	<ul style="list-style-type: none"> ある程度中長期的な規模感を持った公共投資に対する計画、見直し等が必要 札幌市で将来必要な作業員、技術者、冬の除雪機械のオペレーター等の数や業者数、今後の対応の大きな方針が見える必要性 地元に根付いている企業が受注できるかが大事で議論の中でいいアイデアが出て欲しい
6-1, 6-2	生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> 機械化、ICTにより生産性を高めることは必要
-	プラン全体	<ul style="list-style-type: none"> 将来的に正社員を増やしていくという方向性を重視していくのか プランの対象期間5年間の再検討 建設産業が抱えている課題の解決に向けた市独自の取組目標の設定 取組目標を進めるための数値目標の設定 札幌市の特徴や良さが出る独自性を出したらどうか

2 今後の対応の方向性について

<対応の方向性について>

- 1の意見の中で、特に女性活躍や母親へのPRという視点を反映させるため、女性活躍に関する取組やその活躍を通じた魅力発信などを施策に加えて推進するとともに、基本目標にも反映させることにより、重点的に取り組む項目に位置付ける。
- 他の意見に関しても施策の検討に反映させるため、取扱いの考え方を3に整理する。

<基本目標1への反映について>（資料4）

- 基本目標1を「これからの建設業を支える担い手の確保・育成と女性活躍の推進」に見直す。女性就業者の割合が少ない建設産業において、基本理念に示した「選ばれる産業」になるために、女性が活躍できる産業を目指して女性活躍を推進すること、その活躍する姿を発信することが、建設産業の魅力向上と魅力発信の強化につながるものとする。

3 分類・施策案毎の取扱いの考え方や進め方について

(1) イメージアップ、PRの取組について【施策1-1,1-2】

- 建設産業のPRを目的とした既存のイベント（参考資料6）を調査し、周知・活用を図るとともに、既存のイベントとの連携・協力や新規イベントなど効果的な取組について検討する。
- 新規のイベントについては、これまでの意見交換会等での要望・提案等や他自治体の取組等を参考とし、取組の効果や実現可能性なども考慮し検討する。
- 女性対象のPRには、女子ツアー等のイベントの活用や、活動団体との連携等を検討する。
- プランには方向性と例示を記載予定。

(2) 工事発注の取組等（週休2日、平準化、生産性向上）【施策2-1,2-2,6-1,6-2】

- 各取組は「推進」を目指しつつ、業界毎の受発注環境や事情の違いを踏まえた方向性とする。

(3) 助成・支援の検討例について【施策3-2,3-3,3-4】

- 市の助成制度について、対象局の枠撤廃と、インターシップ助成の要件緩和等の見直しを検討。
- 道や北海道建設業信用保証(株)等の助成制度を参考に、市内の業界団体等が活用できる助成制度を検討。
- 女性活躍に向けて、庁内の取組との連携や他自治体の取組等を参考に推進策を検討。
- 冬みちプランに基づく支援事業（採用に関する支援策等）の検討。
- 企業の積極的な情報発信（HPやSNS等）を促進・支援する取組の検討。

(4) 入札・契約に関する制度の活用について【施策4-1,4-2】

- 担い手確保、品質確保や地域貢献等の取組や実績を考慮した発注方法の活用や、新たな取組の促進に向けた発注方法の検討を行う。

(5) 事業量の確保について【施策5-1,5-2,5-3】

- AP2019策定方針（公表）に「期間内の全政策経費・建設事業費総量を計画化する」と記述。

(6) 札幌市の独自性について

- 配慮事項：**対象となる業界団体・企業が道と札幌市で一部異なる、就職先が多種多様、市街地工事の効率化が困難等
- 取組例：**道等の助成制度を補完する制度の検討、地域の守り手の体制維持に資する工事発注、情報発信や採用説明会等の支援等

(7) 外国人労働者の対応について

- 7月に市役所内に設置された「産業人材創出推進本部会議」において外国人材の受入支援等に関する市の対応の方向性を検討するため、それを踏まえて建設分野の対応を整理する予定。

(8) その他

- 企業の経営層や先輩の意識改革も考慮し、本市主催の勉強会開催や、研修への助成等を検討。
- 産業人材の掘り起こしや、人手不足業界への人材供給などのマッチング事業との連携強化。
- 中長期的な視点も必要のため5年計画としているが、取組の見直しは適宜行うこととする。

本市の建設産業の活性化に向けた課題

(1) 担い手の確保・育成に関する課題

- ①生産年齢人口が減少する状況での入職者の確保・育成
 - ・個々の企業努力に加え、業界全体での取組が必要
 - ・若年層の建設産業への入職率が低く、若年層や就業者の少ない女性の入職者を増やす取組が不可欠
 - ・就業者の定着に向けて指導やサポート体制の充実が必要
- ②時間外労働の上限規制による労働時間の縮減
 - ・働き方改革関連法の成立により労働時間縮減が必須
- ③技術者・技能労働者の能力発揮につながる環境整備
 - ・就業者の不足を補うため年間通じての活躍を促進
- ④建設産業に対するイメージの改善
 - ・一般市民に対して、建設産業のネガティブなイメージを払拭し、役割・魅力を的確に周知する取組が不可欠

(2) 地域の安全・安心の確保に関する課題

- ①除排雪作業の担い手確保
 - ・冬期の市民生活や経済活動を守るうえで喫緊の課題
- ②災害対応体制の維持や発注者との協力関係の確保
 - ・自然災害が発生した際の応急対応や復旧・復興は多くの建設企業や建設関連企業の献身的な協力により成立

(3) 技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化に関する課題

- ①建設産業の発展に向けた技術力の維持・向上
 - ・低コストで良質なインフラ整備・維持を図るうえで必要
- ②i-Constructionによる現場生産性の向上や作業効率化
 - ・技術力向上、労働力不足への対応、労働時間縮減に不可欠
- ③経営基盤の強化
 - ・産業の発展や担い手確保等の取組を進めるために必要

(4) 持続可能な社会環境に関する課題

- ①後継者問題などへの対応
 - ・経営者の高齢化が進み今後の動向・影響が懸念される
- ②建設系の専門教育を受ける学生数の減少を踏まえた対応
 - ・地元建設企業等への入職を目指す学生等が減少した背景を踏まえ、教育分野等とも連携して組むことが必要
- ③外国人労働者の受入拡大に向けた課題への対応
 - ・外国人労働者の活用の必要性和現場での課題を踏まえ、安心して活用できるための支援等について検討が必要

基本理念・基本方針

基本理念

・市民の安全・安心な生活の守り手である建設産業は、将来に渡って市民生活になくなくてはならない産業であることから、今後は一層市民の信頼を得て、地元の誇りとして他の産業と同等以上に選ばれ、持続的に発展する産業へのステップアップを目指す。

(考え方)

・これからも市民の期待に応え、地方創生の担い手&地元の誇りとして活躍する未来を描くことが必要
 ・各企業にとっても状況の打破に向けて一歩を踏み出す好機
 ・実効性のある取組を推進しつつ、今後も一層市民の信頼を得てWIN-WINの関係を築く

基本方針

・建設産業の健全な体制確保の実現に向け、建設業界と市が両輪となり生産性向上や働き方改革等の取組を推進し、全ての企業がプレーヤーとなることで、建設産業の活性化を図り、担い手確保につなげていく。

(考え方)

・この取組は一部の企業だけではなく全ての企業がプレーヤーになることが大切
 ・市は企業の取組を支援し、牽引役としての役割を果たすことが必要

基本目標

1 これからの建設業を支える担い手の確保・育成と女性活躍の推進

(考え方)
 ・建設産業が選ばれる産業になるためには魅力向上が不可欠
 ・女性活躍の推進と魅力発信の強化が重要
 ・入職者の確保・育成のほか、離職防止、就業環境改善等の取組に資する施策を推進

2 地域の安全・安心の確保

(考え方)
 ・除排雪や災害対応体制の確保に向けて、建設産業の就業者の確保とともに、省力化・生産性向上による体制確保を目指す

3 技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化

(考え方)
 ・技術力の向上や作業の効率化は、品質の確保とともに労働力不足への対応や労働時間縮減につながる取組
 ・経営安定化は各取組を推進する前提として必要

4 様々な主体の連携強化による一体的目付持続的な取組の実施

(考え方)
 ・背景やこれまでの経緯を踏まえ、新たな課題に対応するための他機関等との連携強化や長期的な視点が不可欠

取組目標 (想定される施策)

取組目標 1: 建設産業の魅力向上や市民理解への取組
 施策1-1: 建設産業の魅力アップを目的としたPR事業の推進
 施策1-2: 女性活躍を通じた魅力発信の強化

取組目標 2: 建設産業の働き方改革の推進
 施策2-1: 工事発注における週休2日の取組の推進
 施策2-2: 適正な工期及び業務履行期間の設定
 施策2-3: 施工時期及び業務履行期限の平準化
 施策2-4: 働き方改革につながる作業効率化の取組
 施策2-5: 労働時間縮減に向けた取組の推進【企業取組項目】

取組目標 3: 担い手確保や就業環境整備の取組の推進
 施策3-1: 就業環境整備や採用等の取組の積極的な実施【企業取組項目】
 施策3-2: 企業の人材確保・育成等の取組を支援する助成制度の継続・拡大
 施策3-3: 企業の研修やPR活動などの建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の検討
 施策3-4: 建設産業での女性活躍を推進する施策の検討
 施策3-5: 中小企業の採用の取組等への支援
 施策3-6: 企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援
 施策3-7: 各種支援制度等に関する情報の集約・発信

取組目標 4: 担い手確保、品質確保や地域貢献に取り組む企業の評価
 施策4-1: 企業の担い手確保等の取組や実績を考慮した発注方法の活用
 施策4-2: 企業の更なる取組を促進するための発注方法の検討

取組目標 5: 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保
 施策5-1: 適正な予定価格の設定
 施策5-2: 中長期的な事業量の確保
 施策5-3: 地元建設業者の受注機会の確保

取組目標 6: 生産性向上につながるi-Constructionの推進
 施策6-1: ICT対象工事の拡大
 施策6-2: i-Constructionによる事業の効率化
 施策6-3: ICT施工の導入促進策の検討

取組目標 7: 建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施
 施策7-1: 企業の事業承継など従事者の維持に向けた取組の推進
 施策7-2: 札幌市における産業人材創出推進本部との連携
 施策7-3: 教育分野との連携強化
 施策7-4: 道における建設産業関連の政策や取組との連携強化

取組目標 8: 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討
 施策8-1: 地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討
 施策8-2: 国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討
 施策8-3: 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進

取組目標1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組

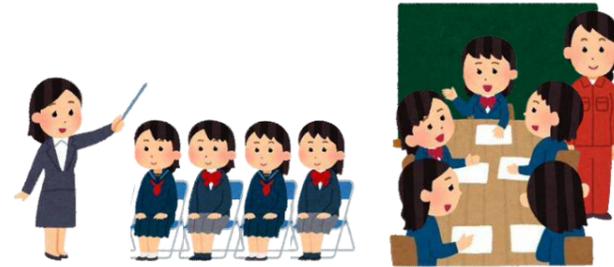
施策1-1：建設産業の魅力アップを目的としたPR事業の推進

- (1) 各種ツアー、施設見学、建設産業ふれあい展などのPR事業の継続・拡大
- (2) 建設産業のPRパンフレット等の製作及び活用
- (3) 札幌市や建設業界のHPの充実・活用による情報発信やPRの推進



施策1-2：女性活躍を通じた魅力発信の強化

- (1) 女性技術者等が参加するイベントの活用
- (2) 女性の活動団体との連携強化の検討



取組目標2：建設産業の働き方改革の推進

施策2-1：工事発注における週休2日の取組の推進

- (1) 週休2日工事の実施拡大
- (2) 週休2日の導入を考慮した経費率の見直し(国の経費率に準拠)



施策2-2：適正な工期及び業務履行期限の設定

- (1) 週休2日の確保を前提とした工期等の設定
- (2) 災害対応が発生した場合の工期等の柔軟な運用

施策2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化

- (1) 債務負担行為等を活用した工事の早期発注の継続・拡大
- (2) 業務履行期限の平準化の推進
- (3) 余裕期間制度(フレックス方式)対象工事の活用

施策2-4：働き方改革につながる作業効率化の取組

- (1) 工事施工の効率化の検討(工事書類の簡素化、ASPの活用、電子納品の拡大など)
- (2) 受発注者協議によるワーク・ライフ・バランスの改善に向けての施策の推進・強化
- (3) 条件明示の徹底等や設計段階等の現場不一致の回避など効率化に資する取組の検討



施策2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業取組項目】

- (1) 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進

取組目標3：担い手確保や就業環境整備の取組の推進

施策3-1：就業環境整備や採用等の取組の積極的な実施【企業取組項目】

- (1) 就業環境の整備や改善の推進
- (2) インターンシップの実施や入職希望者の見学受入などの推進
- (3) 社員10人未満の企業における就業規則の作成の推進
- (4) HP・SNS活用による企業PRや求人等の各種情報発信の推進



施策3-2：企業の人材確保・育成等の取組を支援する助成制度の継続・拡大

- (1) 人材確保・育成支援事業の要件緩和、対象工事等の発注部局の制限緩和
- (2) 大型特殊免許取得に対する助成金の他免許への対象拡大の検討
- (3) 女性従事者の労働環境整備に対する補助(女性用トイレ・更衣室設置)の見直し検討
- (4) 札幌市助成制度の手続きの簡素化の検討



施策3-3：企業の研修やPR活動などの建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の検討

- (1) 担い手確保の取組に対する新規補助制度の検討
- (2) ICT建機の現場使用に対する支援策の検討
- (3) その他基本的な情報発信体制等の整備に対する支援策の検討



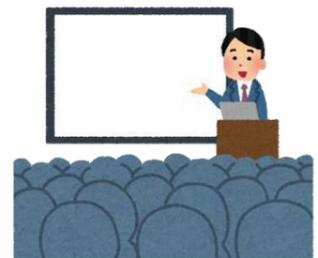
施策3-4：建設産業での女性活躍を推進する施策の検討

- (1) 札幌市の女性活躍に関する取組・施策との連携強化
- (2) 女性の活躍に必要な就業環境の改善を推進する取組の検討



施策3-5：中小企業の採用の取組等への支援

- (1) 建設業界団体または企業が主催する合同企業説明会等への助成の検討
- (2) 採用説明会等に活用できる建設業PR資料(パンフレット等)の作成、収集
- (3) 建設産業の合同企業説明会を開催するなどの支援策の検討
- (4) 企業の紹介や求人情報を幅広く周知するなどの支援策の推進



施策3-6：企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援

- (1) 企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援策の検討

施策3-7：各種支援制度等に関する情報の集約・発信

- (1) 各機関が実施する各種支援制度(助成・サポート)に関する情報の集約・発信

取組目標 4 : 担い手確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の評価

施策4-1:企業の担い手確保等の取組や実績を考慮した発注方法の活用
(1) 多様な入札契約制度の活用等による企業の取組の推進

施策4-2:企業の更なる取組を促進するための発注方法の検討
(1) 新たな取組を考慮した発注方法の検討

取組目標 5 : 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策5-1:適正な予定価格の設定
(1) 現場と乖離のない歩掛・積算体系
(2) 適正な利潤の確保に向けた経費率や補正の設定
(開発局や北海道の見直しに追従)



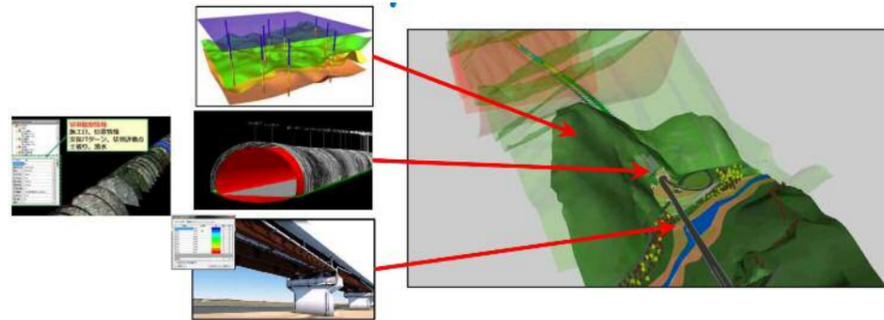
施策5-2:中長期的な事業量の確保
(1) アクションプランに掲げる事業の確実な実施



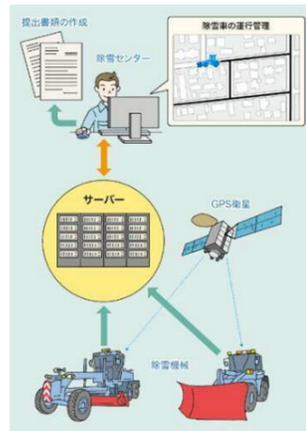
施策5-3:地元建設業者の受注機会の確保
(1) 工事請負契約に関する市内企業への優先発注の方針を継続

取組目標 6 : 生産性向上につながるi-Constructionの推進

施策6-1:ICT対象工事の拡大
(1) ICT土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討



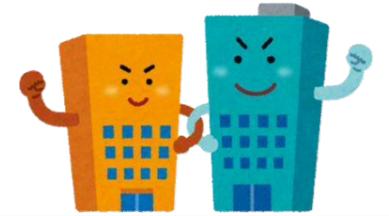
施策6-2:i-Constructionによる事業の効率化
(1) 除排雪作業の効率化・省力化に向けたICTの活用
(冬のみちづくりプラン2018)
(2) ICT新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討
(3) BIM/CIM活用業務及び設計段階からの3次元設計図面の導入の拡大



施策6-3:ICT施工の導入促進策の検討
(1) ICTの導入を促進する方策の検討

取組目標 7 : 建設業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策7-1:企業の事業承継など従事者の維持に向けた取組の推進
(1) 事業承継や吸収・合併などによる地域の守り手としての体制維持につながる取組への支援策の検討



施策7-2:札幌市における産業人材創出推進本部との連携
(1) 産業人材創出推進本部体制での取組との連携

施策7-3:教育分野との連携強化
(1) 児童・学生に対するPRを教育分野との連携において推進する



施策7-4:道における建設産業関連の政策や取組との連携強化
(1) 北海道建設部との施策面での連携強化



取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策8-1:地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討

施策8-2:国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討

施策8-3:官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進